

川崎市パブリックコメント手続条例

逐条説明書

令和2年（2020年）6月

川 崎 市

はじめに

川崎市は、自治基本条例の基本理念に基づいて、より一層、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ることを目的に、同条例第 30 条に位置付けられたパブリックコメント手続を制度化するため、「川崎市パブリックコメント手続条例」を制定し、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとしました。

パブリックコメント手続条例は、市民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続を、市の共通ルールとして定めたものです。

パブリックコメント手続は、政策等を定めるに当たって、その内容をより良いものとするためのものですので、今後この手続を行う各案件について、より広くより多くのご意見を寄せてくださるようお願いいたします。

本説明書は、市民の方々に、パブリックコメント手続についてのご理解ご協力を求めるため、パブリックコメント手続条例の各条文の考え方を説明したものです。

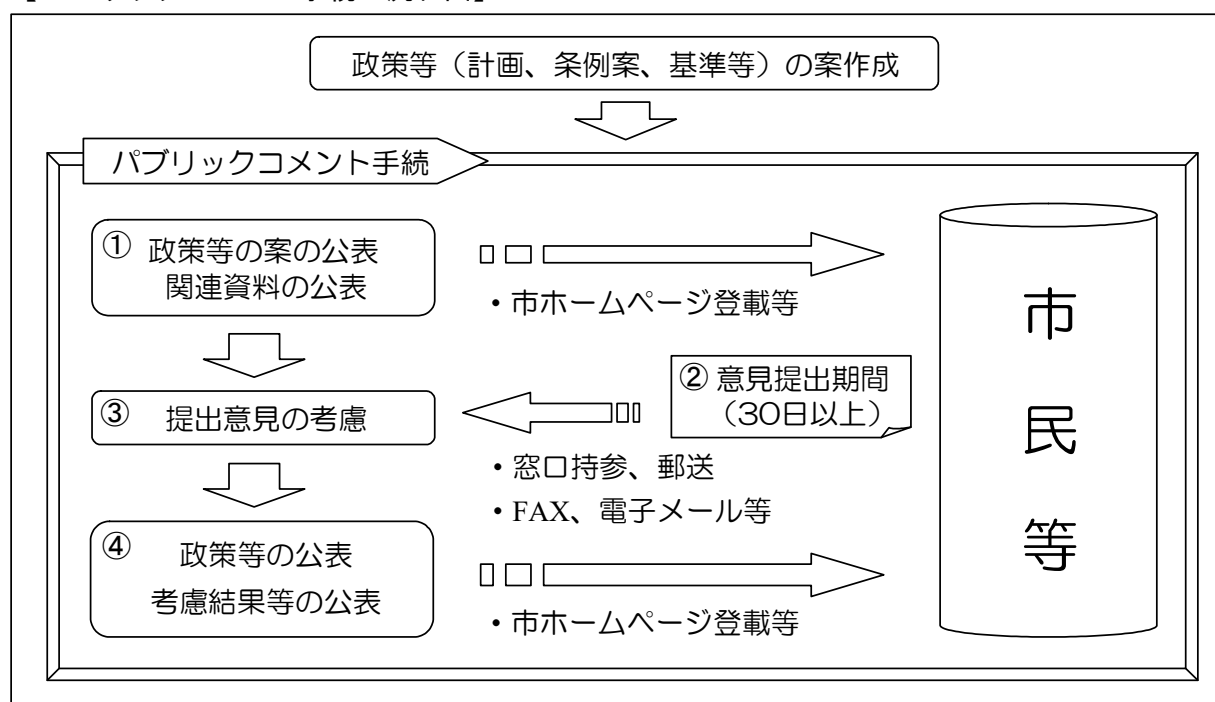
『パブリックコメント手続』とは、

市民の生活にとって重要である政策等（行政計画や条例案、審査や処分の基準等）を策定（変更、廃止を含む。）する際に行う、次の一連の手続をいいます。

【パブリックコメント手続の流れ図参照】

- ① 政策等の案や関連する資料をあらかじめ公表します。
- ② 政策等の案の公表の日から 30 日以上意見提出期間を設け、意見を募集します。
- ③ 政策等を策定する場合は、提出を受けた意見を十分に考慮します。
- ④ 策定した政策等の公表と同時に、提出を受けた意見の内容と意見を考慮した結果等を併せて公表します。

【パブリックコメント手続の流れ図】



目次

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	政策等を定める場合の一般原則	4
第4条	適用除外	5
第5条	パブリックコメント手続	8
第6条	パブリックコメント手続の特例	10
第7条	パブリックコメント手続の周知等	11
第8条	提出意見の考慮	11
第9条	結果の公表等	12
第10条	準用	13
第11条	公表の方法	14
附則		14

川崎市パブリックコメント手続条例

(目的)

第1条 この条例は、市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、パブリックコメント手続を実施することにより、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図り、もって市民自治の確立及びより開かれた市政の実現に資することを目的とする。

【説明】

この条例は、次の二つの要因により定められたものです。

一つ目の要因は、市民の市政への参加の推進の観点からのものです。

本市では、市政運営の基本的ルールなどを定める川崎市自治基本条例が平成17年4月から施行され、この中で、自治運営の基本原則の柱である参加の原則に基づいた制度としてパブリックコメント手続が定められました。

この手続は、市民生活に重要な事案の策定に当たって、市民からその事案に係る意見を募り、提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方をとりまとめて公表するものとされています。

二つ目の要因は、適正な行政手続の要請からくるものです。

平成17年6月29日、行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）が公布されました。

この法改正により、国の行政機関は、法律に基づく命令や行政手続上の審査基準などを定めるときには、その案を公示し、広く一般の意見を求め、提出された意見を十分に考慮して命令などを定める手続が盛り込まれ、地方公共団体でも、この法律の第46条の規定により法の趣旨にのっとった必要な措置を講ずることとされました。

このような要因から、市民参加の拡充に伴う市民自治の確立と市の説明責任を果たすなどの透明で開かれた市政を実現するために、市民生活に重要な事案である市の政策等に対する市民の意見を求める手続を市の共通ルールとして定めるものです。

なお、この手続は、政策等に対する市民の賛否を問うものではなく、政策等の意思決定に当たり市民の有益な意見や情報を得ることによって、政策等の内容をより良いものとするためのものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

(2) パブリックコメント手続 市民その他関係者から、政策等の案(定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)についての意見(情報を含む。以下同じ。)を募るための手続をいう。

(3) 策定機関 市長その他の執行機関、消防局(消防署を含む。)、上下水道局、交通局若しくは病院局又はこれらに置かれる機関(以下「市の機関」という。)であって、政策等を定めるものをいう。

(4) 政策等 策定機関が定める次に掲げるもの(議会の議決を要するものについては、その案を含む。)をいう。

ア 行政計画(市の総合的な計画、市の部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、方針等をいう。以下同じ。)

イ 条例等(市の条例並びに市長その他の執行機関の規則及び規程並びに企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程をいう。)(処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。))の要件を定める告示を含む。以下「規則等」という。)をいう。以下同じ。)

ウ 審査基準(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))並びに神奈川県条例及び同県の知事その他の執行機関の規則(以下これらを「法令」という。)並びに条例等に基づき、行政庁の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下この号において「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものについて、求められた許認可等をするかどうかをその法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

エ 処分基準(行政庁が、法令又は条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分(以下この号において「不利益処分」という。)をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、その法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

オ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し、行政指導(市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。)をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

【説明】

本条例中重要な位置付けを有する用語について、号立てで定義しました。

第1号は、自治基本条例で定めた「市民」の定義と同じ内容であり、地方自治法で定める住民(市内に住所を有する者で、外国人市民や法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している者や市内の学校に通学している者、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動

を行っている個人や団体をいいます。

第2号は、市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、定めようとしている政策等の案及び関連する資料等を公表した上で、市民その他関係者から、当該政策等の案に対する意見を募るための手続をパブリックコメント手続として定めています。なお、この定義規定では、意見を募る手続までをパブリックコメント手続としていますが、当然のことながら、意見を募る手続は、提出された意見を政策等の策定に生かし、かつ、結果の公表等を通じて市としての説明責任を果たすために行うものですので、これらを含めてこの条例では一連の手続を定めています。

また、意見を提出できる者の範囲は、自治基本条例では広範な市民とされていますが、パブリックコメント手続は、よりよい政策等とするために意見を募る手続ですので、市民以外の者であって政策等で定める内容に利害関係を有するその他関係者を含めて、この条例では範囲を広げています。

第3号は、市長その他の執行機関、消防局、上下水道局、交通局若しくは病院局又はこれらに置かれる機関としての補助機関等を含め、実際に政策等を定める機関を策定機関として定めています。

第4号は、パブリックコメント手続の対象となる政策等の内容を定めました。対象とする政策等の考え方としては、市民の権利や義務に対する影響の大きさや市民の関心の度合いなどの観点から、意見を募ることによる市政の意思形成過程への市民参加の必要性を考慮して、市民生活において重要な位置付けを有する次の事案としました。

ア 本市では、法令や条例などに基づき、多くの計画や方針などが定められています。これらは、地方自治法第2条第4項で規定されている「事務を処理するに当たって～総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を頂点として整合が図られており、本市では平成16年12月に議決を受けた基本構想をもとに、平成17年3月「川崎市新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」が定められ、この中で定められた7つの基本政策における政策領域ごとの計画（例えば地域福祉計画、教育プラン、新エネルギービジョンなど）は、総合計画と連携を図って定められることとなります。これらは、いずれも「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を目指すものであり、その内容は市の政策等の基本となる計画や方針であることから対象としました。なお、本市では様々な計画や方針等がありますが、パブリックコメント手続の対象としては、総合計画のほか、前述の政策領域別計画が市の部門別の基本計画等に該当しますので、原則的に、これらの計画等及びこれらに相当する基本計画等を対象としています。

イ 地方公共団体は、地域における事務や法令により処理することとされる事務について条例を、長や教育委員会などの執行機関は、その権限に属する事務に関して規則などを、また上下水道、交通、病院のそれぞれの企業管理者は業務に関する企業管理規程を定めることができます。条例では市民に義務を課し、市民の権利を制限することや、違反した者に対して罰則を科すことを、長の規則では違反者に対して過料を科すこともできます。また、行政運営上の共通ルールや福祉行政上の助成制度と手続なども条例、規則などで定めています。このように条例や規則などは、その内容によっては市民生活に大きな影響を及ぼすことや行政運営の基本的な姿勢を示すなど市政運営において重要な事案であることから対象としました。なお、告示については、一定の事項を通知するための性質のものと、規則などと同様に行政立法としての性質のものに大きく分けられます。そして行政立法としての性質を有する告示の中には、住民の権利義務に関する規律を行う法規として、処分の要

件を定めるものがありますので、これに限り、手続の対象とすることとしました。

ウ 行政庁に許認可などを求める申請があった場合に、その審査に当たり許認可などをするかどうかを、根拠となっている条例などの定めに従って行政庁が判断するために必要とされる基準のことをいいます。なお、審査基準、処分基準、行政指導指針については、この条例の制定要因の一つである行政手続の透明性の観点から対象とするもので、事務処理の特例に関する条例などによるものを含めています。

エ 特定の名宛人に対して直接に義務を課したり、権利を制限する不利益処分を行おうとする場合に、不利益処分（許認可の取消など）をするか、または、どのような不利益処分（取消しや制限など）をするかを、根拠となっている条例などの定めに従って行政庁が判断するために必要とされる基準のことをいいます。

オ 行政指導とは、市の機関がその任務または所掌事務の範囲内で、一定の行政目的を実現させるために一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分や公権力の行使に当たらないものをいいます。行政指導指針とは、この行政指導が同一の行政目的実現のために一定の条件に該当する複数の者に対して行われる場合に、共通して内容となる事項のことをいいます。

（政策等を定める場合の一般原則）

第3条 策定機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の福祉の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法規の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。

2 策定機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済環境の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

【説明】

パブリックコメント手続の対象となる政策等は、いずれもが市政参加の観点、公正な行政運営の観点から重要な事項に該当します。したがって、第1項では、このような政策等を定めるに際しての市長その他の執行機関の姿勢として、市民福祉の増進が根本の目的であることを確認し、それぞれ個々の政策等についての法適合性と相互関係での整合性がとられた市政運営に努める責務があることを明らかにしました。

また、第2項において、政策等は、一度策定されると硬直性を持つ場合がありますので、市民福祉の増進という根本目的の要請から、社会環境の変化等に的確に対応した内容の見直し等に努める責務についても明らかにしました。

(適用除外)

第4条 次に掲げる政策等を定める場合は、この条例の規定(前条の規定を除く。)は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市の条例の施行期日について定める市長の規則
- (2) 恩赦について定める条例等
- (3) 法令又は市の条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則等(市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。)
- (4) 市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める政策等
- (5) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等
- (6) 市の職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに市の職員間における競争試験について定める条例等
- (7) 納付すべき金銭について定める条例等並びに審査基準、処分基準及び行政指導指針(以下「審査基準等」という。)
- (8) 市の会計、予算、決算及び契約について定める条例等(入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。)
- (9) 市の財産の管理について定める条例等及び審査基準等(市が財産を交換し、出資の目的とし、支払手段として使用し、譲渡し、貸し付け、若しくは信託し、又は私権を設定することについて定める条例等及び審査基準等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。)
- (10) 監査委員又は外部監査人による監査の実施について定める条例等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の39第1項又は第252条の43第1項の規定に基づく規定を除く。)
- (11) 法令又は市の他の条例の規定によりパブリックコメント手続に準じた手続を実施して定めることとされている政策等
- (12) 地方自治法第74条第1項の請求を受けて議会に付議する市の条例
- (13) 地方自治法第180条第1項の規定により議会から専決処分の指定を受けた事項に係る市の条例
- (14) 審査基準等であって、法令若しくは条例等の規定により若しくは慣行として、又は策定機関の判断により公にされるもの以外のもの

【説明】

パブリックコメント手続の対象となる政策等について、第2条で説明しましたが、形式的には対象となるものであっても、市民その他関係者の権利又は義務に直接関係しないもの、パブリックコメント手続を実施することが適当でないものなどについては、この条例によるパブリックコメント手続を行わないことを原則としました。

しかしながら、個々の政策等を定める背景や政策等の策定後に想定される状況などを総合的に考慮したときに、事前に案を公表し、市民意見を募った方が市民との合意形成に資する場合や市政運営の透明性の向上など、市民と行政の双方にメリットとなる場合も考えられますので、ただし書において、策定機関の判断によってはこの条例を適用させ、パブリックコ

メント手続を実施することもできることとしました。

なお、適用除外の詳細については、次のとおりです。

- (1) 条例の施行期日とは、条例の効力を発生させることとなる日のことをいい、市民の生活にどの時点から影響が出るのかが決定される重要な要素です。この施行期日については、条例の附則として特定の年月日が定められるものもありますが、条例の内容によっては一定の猶予期間において別に規則で定める日から施行するものなどもあります。したがって、規則ではあるものの施行期日のみを定める内容の規則は、根拠となる条例の制定の際に、その内容を含めたパブリックコメント手続を経ているため適用除外を原則としました。
- (2) これまでに、平和条約の効力発生や昭和天皇の崩御に際して懲戒免除や賠償責任に基づく債務の免除に関する条例が、恩赦に関する法律に基づいて制定されましたが、このような内容の条例は、高度の政策判断に基づいて定められるものであるため適用除外を原則としました。
- (3) パブリックコメント手続は、いわゆる行政立法として定められる一般の基準や規範など市民の権利や義務に関する内容について広く市民参加を求め、行政運営の透明性を高めるために意見を募るものです。一方、法令や条例の定めるところにより、具体の施設、区域などを定めるものであって、法令や条例等の規定を単に当てはめる性格のものについては一般の基準や規範を定めるものではないと考えられるため適用除外を原則としました。しかしながら、その内容が市民その他関係者に重大な影響を与えると考えられる規制について定める告示などで、単なる当てはめといえないものは、適用除外とはしていません。
- (4) 市の職員の給与や勤務時間などの勤務条件に関するものについては、交渉などを通じて労使間で定める事項であり、また、職員に対しての規準ですので直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。
- (5) 市の組織について定めるものについては、基本的には市長や執行機関の権限としての内部管理事項に相当するものであり、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見等を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。
- (6) 市の職員の人事等に関するものについては、市長や執行機関の長がその職員に対する指揮監督権の範囲内で定める事項であり、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。なお、試験については、市の職員間に関する事項について適用除外とするものであって、市の職員となろうとしている方々への採用試験に関しては適用除外とはしていません。
- (7) 税や使用料・手数料などの納付すべき金銭について定める条例等は原則として適用除外としました。これは、地方自治法第12条第1項の条例の制定改廃直接請求権の規定において、住民であってもその制定改廃を求めることができないこととの関係から対象としないことを原則とするものです。しかし、新たな税の創設や使用料・手数料体系の改定など、制定しようとする条例等の内容いかんによっては、制度目的達成の観点から、その内容を定める計画や方針等の中でパブリックコメント手続を行うか、又は条例等を定める際に裁量実施を行うことが相応しいと考えます。
- (8) 市の会計事務に関する事項については、基本的には市長などの権限としての内部管理事項に相当するものであり、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。しかしながら、入札への参

加や市との契約の相手方などに関する事項については、市の内部管理事項とはならないので適用除外とはしていません。

(9) 市の財産の管理事務に関する事項については、会計事務と同様に基本的には市長などの権限としての内部管理事項に相当するものであり、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見等を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。しかしながら、市の財産や物品の貸し付けなどを受けようとする者などに関する事項については、市の内部管理事項とはならないので適用除外とはしていません。

(10) 監査の実施に関する事項については、監査の対象となる者が市の機関又は何らかの形で市の機関との財政的関係を有する者です。したがって、市長及び市の関係者などと監査委員との関係について定めるものであり、実質的に行政の内部関係を定める事項といえることから、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見を求める意義に乏しいと考えられるため適用除外を原則としました。しかしながら、住民による事務や財務の監査請求の際に、監査委員による監査を求めるか、外部監査人による監査を求めるかについては、行政の内部関係を定める事項とはいえないため適用除外とはしていません。

(11) この条例で定めるパブリックコメント手続は、政策等の策定過程における市の一般的なルールですが、法令や他の条例で、別の市民意見を求める手続が定められているものがあります。これらの特別の手続規定は、策定しようとする政策等の内容や性質に応じて定められているものですので、この場合は、この条例の手続よりもそれらの法令や他の条例に定められる手続を優先させるものです。

(12) 選挙権を有する住民は、地方自治法第74条の規定により、その総数の50分の1以上の署名をもって条例の制定や改廃について案を添えて請求することができます。この請求を受けた場合、市長は、20日以内に条例案に対する意見を付けて議会へ提案しなければなりません。また、請求を受けた条例案については、市長は意見を付すだけで、修正することは許されていません。したがって、市民意見を募っても条例案に反映させることができないことから適用除外としました。

(13) 地方自治法第180条第1項の規定によって議会の権限に属する軽易な事項について、議会の議決をもって指定したものについては、市長が処分（意思決定）をすることができます。本市では、住居表示の実施などに伴い、公の施設や事務所の位置（所在地）の表示が変更された場合に必要となる条例の改正など5項目の事項の指定を受けています。このようなものは、条例の改正ではあるものの、内容が軽易であることから適用除外を原則としました。

(14) 行政手続法及び行政手続条例の規定により、審査基準や行政指導指針は公にしておかなければならないことを原則としていますが、一方で、行政上の特別の支障がある場合には、公表を要しないこととされています。また、処分基準については脱法行為を助長するおそれがあることから、公にすることは努力義務にとどまります。したがって、これらに相当する内容のものについては適用除外を原則としました。

(パブリックコメント手続)

第5条 策定機関は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見を求める上で必要な事項を定め、パブリックコメント手続を実施しなければならない。

2 前項の規定により公表する政策等の案は具体的かつ明確な内容のもの及び当該政策等の題名を明示するものであり、同項の規定により公表する資料は当該政策等を定める理由を明示するものでなければならない。

3 意見提出期間は、第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。

(2) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。

(3) 法令又は国若しくは神奈川県等の機関の審査基準等と実質的に同一の条例等又は審査基準等を定めなければならないとき。

(4) 他の策定機関がパブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。

(5) 政策等（審査基準等を除く。以下この号において同じ。）が相互に密接な関係を有する場合で、一方の政策等を定めるに当たりパブリックコメント手続を実施した後に当該政策等を踏まえた他方の政策等を定めようとするとき。

(6) 法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。

(7) 政策等を定める根拠となる法令又は行政計画若しくは条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。

(8) 法令又は他の行政計画若しくは条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。

【説明】

事案に対するパブリックコメント手続の流れについて規定しています。

パブリックコメント手続を実施するに当たって、対象事案の所管である策定機関は、あらかじめ政策等の案を作成し、市民にその内容を的確に伝えるために関連する資料とともに公表することとなります。その際、政策等の案は、市民意見を提出してもらうために公表するものですから、市民にとってわかりやすいものでなくてはなりません。したがって、そのためには具体的で明確な内容であることが必要であり、また、行政が適法のもとで政策等を定めていることを明らかにするための根拠となる法令や定める理由などを明示しなければなり

ません。

なお、この公表に併せて意見を提出する場合の受付方法についても定めますが、必要事項としては、①意見の提出先、②提出期間、③提出方法、④意見書を提出できる者の範囲、⑤意見書への記載必要事項（氏名、連絡先など）が想定されます。

②については意見を提出できるだけの十分な期間が必要であることから原則として 30 日以上を、③については電子メール、郵送、持参、FAX が基本的な方法ですが、これら以外にも工夫を凝らし市民意見を求めることも望まれます。

④については、この受付が、よりよい政策等とするために政策等の案に対する意見を募るものですので、意見を提出できる者は、何人にも範囲を広げることが原則です。しかしながら、個々の政策等の内容（住民を対象とする政策や特定の事業者に対する規制など）によっては、一定の範囲の者から意見を募る必要があるものも想定されます。

⑤については、提出された意見の具体的な内容を確認する際の必要性から、氏名と連絡先を明らかにすることを基本としますが、政策等の内容によっては個人情報収集の制限を踏まえて、どのような者からの意見であるかを業務上把握する必要性を適正に判断した上で記載必要事項の種類を判断します。

第 4 項は、形式的には意見を募る政策等に該当するものの、その具体的な事情や内容から広く市民意見を募る必要性を有さないもの、あるいはその合理性が認められないものについて、受付の実施のみを免除するものを規定しています。

ただし、これらの政策等は、第 1 項に定めるパブリックコメント受付を行わずに定めるものであることから、市の説明責任を果たすため、政策等の公布と同時期に、政策等の趣旨や受付を実施しなかった具体的な理由などを公表する必要があります。

しかしながら、事案の背景や事案の意思決定後に想定される状況などを総合的に考慮したときに、事前に案を公表し、市民意見を募った方が市民との合意形成に資する場合や市政運営の透明性の向上など市民と行政の双方にメリットとなる場合も考えられますので、ただし書において、策定機関の判断によっては第 1 項の規定を適用させ、パブリックコメント受付を実施することもできることとしました。

適用除外の詳細については、次のとおりです。

- (1) パブリックコメント受付を実施すると政策等の策定までに一定の期間を要することとなります。したがって、災害などへの緊急対応など公益上、緊急に政策等を策定する必要があるために受付を行うことが困難なものについては受付の実施を免除するものです。
- (2) 補助金など、一定の時期に集中して行われる予算議案の議会審議などを通じて成立した予算を根拠として、金銭の給付決定に必要な算定基礎となる金額や率、算定方法などを定める場合は、既に議会の議決を経ていることから、その後さらにパブリックコメント受付を行うことは速やかな事業実施を困難にするため受付の実施を免除するものです。
- (3) 川崎市における事務に関する政策等ではあるものの、法定受託事務や事務処理の特例に基づく市の事務であるなど、その制度が国や神奈川県で統一をはかる必要がある制度については、市の裁量の余地がないことから受付の実施を免除するものです。
- (4) 市長の規則などと同様のものを他の執行機関でも定める場合などの政策等であって、すでに市長などの機関によってパブリックコメント受付が実施されているものについては、あらためて受付を実施する意義がないことから受付の実施を免除するものです。
- (5) 例えば、公の施設を設置しようとする場合には、その施設が市の政策領域における中心

的なものであれば、政策領域ごとの基本計画の中に重要なものとして位置付けられ、施設を建設しようとする際には施設の基本設計、実施設計などの建設計画や事業計画を定めて建築が進められ、その竣工の見通しなどを踏まえて公の施設の設置に関する条例が制定されることとなります。このような関係を有する政策等の間にあつては、ある段階での政策等の策定の際にパブリックコメント手続を実施したとしても、意見を反映させるためには時期を失ってしまうこととなる場合があります。このような場合には、意見を適切に反映できる段階での政策等の策定の際にパブリックコメント手続を行うことが重要であり、手続を行って定めた政策等を踏まえた次の段階での他種の政策等において、あらためて同様の内容についての手続を行うことは、有益性を欠く事となることから手続の実施を免除するものです。

- (6) 法令や条例に規定されている条文を政策等の内容に当てはめようとする場合で、策定機関に裁量の余地がないものについては手続の実施を免除するものです。なお、準用するものが条例である場合は、その準用もとの条例の制定自体は手続の対象となります。
- (7) 政策等の根拠となる法令や行政計画、条例等の規定の削除に伴い、それを受ける政策等の廃止が当然とされるものについては、策定機関における裁量の余地がないため手続の実施を免除するものです。なお、根拠となる計画や条例等の規定の削除自体は手続の対象となります。
- (8) 法令や行政計画、条例等の制定、改廃に伴い当然に必要となる他の政策等の規定の整理、条項移動の整理、用語の整理など政策等の変更が軽微なものであり、市民意見を求める必要性が低いものは手続の実施を免除するものです。

(パブリックコメント手続の特例)

第6条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施しようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該パブリックコメント手続に係る政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 策定機関は、その設置した審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施したときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。

【説明】

第1項の規定は、市民意見の提出期間（30日以上）についての特例を定めています。政策等の策定は、法令改正に伴うもの、社会環境の変化へ対応するためのもの、予算成立によるものなどいろいろな要因によって行われます。例えば、要因となった法令改正がその施行までに十分な準備期間が設けられていない場合など、この条例の規定に基づくパブリックコメント手続を実施して政策等の策定をすると、法令の施行に間に合わなくなることがあります。このようなやむを得ない理由がある場合には、提出期間が30日を下回ることを認めるとするものです。ただし、この場合は、適切なパブリックコメント手続を行えなかった説明責任を果たすために、政策等の公表の際に、やむを得ない理由についても併せて公表しな

ればなりません。

なお、この特例は、政策等の策定機関が適切な事務処理を行っているにもかかわらず、30日以上提出期間が設けられないのが前提であって、事務の遅延など策定機関の責めによることまでを許容するものではありません。

第2項の規定は、審議会等（要綱設置を含む）の報告や答申などを受けて政策等を策定するもので、その審議会等がこの条例で定めるパブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合は、策定機関はあらためてパブリックコメント手続を行わなくともよいとするものです。

なお、この特例を適用するためには、審議会等が行うパブリックコメント手続が案公表、意見募集期間など、この条例で定めている手続に準じたものとなっていることが必要であり、また、市民意見を求める際に公表した報告や答申の案の内容が政策等の内容となるものであることが必要です。

（パブリックコメント手続の周知等）

第7条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、市民その他関係者に対し、その実施の予告を行うこと等により周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めなければならない。

【説明】

パブリックコメント手続は、政策等を立案する過程への市民参加の統一ルールです。しかし、それは、単に機会を保障するだけでなく、多くの市民から意見を提出してもらい、よりよい政策等とすることが重要です。したがって、パブリックコメント手続を実施する旨の予告、説明会の開催、政策等に関連する資料の配布など、それぞれの策定機関が立案しようとする政策等の内容に応じて工夫を凝らし、市民が政策等に対する意見を提出しやすい状況、環境を作ることに留意しなければならないことを定めています。

また、より開かれた市政の実現のための手続でもありますので、とりわけ市民や事業者への規制につながる政策等についての周知の点も十分に考慮する必要があります。

（提出意見の考慮）

第8条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該策定機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。

【説明】

パブリックコメント手続は、政策等の策定過程において市民が意見を提出することによる市民参加制度ですが、市民参加とは、単に、その機会を保障することで成り立つものではなく、提出した市民の意見がいかに関政策等に反映されるか、市民の意見に対していかに適切な説明責任を果たすかまでが保障されてこそ制度化といえます。したがって、この規定は、この条例の手続によって提出された市民意見を聴き置くのではなく、十分に考慮し、反映すべき意見については政策等の中へ反映し、市の考え方などについて説明責任を果たすことにより、市民が開かれた市政を築く行政の責務を定めたものです。

(結果の公表等)

第9条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布(公布をしない政策等にあつては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出。以下同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策等の題名

(2) 政策等の案の公表の日

(3) 提出意見(提出意見がなかった場合にあつては、その旨)

(4) 提出意見を考慮した結果(パブリックコメント手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。)及びその理由

2 策定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該策定機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 策定機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。

4 策定機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかった場合は、その旨(別の政策等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 策定機関は、第5条第4項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第1号から第3号までのいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。

(1) 政策等の題名及び趣旨

(2) パブリックコメント手続を実施しなかった旨及びその理由

【説明】

第1項は、パブリックコメント手続によって得た、市民の意見や提案が、政策等の中にもどのように反映されたかを明らかにするための結果公表の基本的な手続を定めています。

政策等は、その種類に応じて公にする手続(議決を要するものは議案提出時)があるため、その手続に合わせて(1)から(4)までに掲げる事項を公表することとします。

また、公表する内容は、政策等の案の公表と同様に、市民に対して分かりやすいものとする必要があります。

なお、公表の方法は、第11条にも規定しているとおり、ホームページによる方法が必須となりますが、政策等の案公表、意見募集の公表の際にホームページ以外の公表方法をとった場合は、市民の便宜を考え、それと同様の方法による公表も併せて行うことが望ましいと考えます。

第2項では、パブリックコメント手続は、市民参加制度であるとともに、政策等立案過程における適正な行政手続を定めるものでもあるため、提出を受けた市民意見がどのようなも

のであったかを明らかにすることが必要であり、結果公表にあたっては、提出を受けた意見そのものを公表することを第1項の規定で原則としていますが、意見の内容を分類整理したものをもって結果公表するほうが市民に分かりやすい場合もありますので、必要に応じて意見を整理、要約したものをもって公表することができることとしています。

しかしながら、この場合には、策定機関の事務所などにおける意見書の備え付けによる自由閲覧などの措置が必要となります。なお、この意見書備付期間は、ホームページでの結果公表情報登載と同期間が望ましいものではありませんが、物理的な問題もあるため、一定の期間経過後は、閲覧希望者の申出により開示することとなります。

第3項では、提出を受けた意見は、そのすべてが公表されることが原則ではありますが、意見の記述の中に、個人の住所や氏名など個人が識別できる情報や特定の個人や法人の利害を損ねる情報などが記載される可能性があるため、個人情報保護制度や公文書公開制度における不開示事由に相当するような情報の部分に関しては、それらを除いたものをもって公表することができることとしています。なお、策定機関における公表から除かれる意見の判断は、個人情報保護や公文書公開の制度における不開示事由などの考え方と整合性が図られたものとなります。

第4項では、パブリックコメント手続を実施した政策等については、その立案を中止した場合であっても、その理由などを公にすることにより政策等立案過程における行政手続の透明性の確保と市民への説明責任を果たすことが必要なため、結果公表に準じた手続を行うべきことを定めたものです。したがって、中止となった理由についても市民に分かりやすい内容が求められるものです。なお、パブリックコメント手続によって提出を受けていた意見は、公表することを要しないものとなりますが、その閲覧を求められたときは、公文書の開示請求に基づいて開示することとなります。

第5項では、第5条第4項各号に掲げる理由のいずれかに該当することにより、パブリックコメント手続を実施しないで策定された政策等について、政策等立案過程における行政手続の透明性の確保と市民への説明責任を果たすために、結果の公表に準じてその理由などを公表することを定めたものです。なお、パブリックコメント手続を実施しなかった理由は、単に、第5条第4項のどの理由に該当するかを明らかにするだけでなく、どのように該当することとなるのかを具体的に、分かりやすく明らかにする必要があります。

(準用)

第10条 第8条の規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第8条中「当該策定機関」とあるのは「審議会等」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「パブリックコメント手続を実施した」とあるのは「審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

【説明】

この規定は、第6条第2項の特例規定によって、審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合に、策定機関があらためて手続を行わなくてもよいとしていますので、審議会等が、実質的にパブリックコメント手続を実施したこととできるための準用規定を定めたものです。したがって、審議会等がこの規定によって読替えられるパブリックコメント手続に準じた手続を経ない限りは、策定機関が自らパブリックコメント手続を行わなくてもよいこととはなりません。

(公表の方法)

第11条 第5条第1項並びに第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）、第4項（前条において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による公表は、インターネットの利用により行うとともに、必要に応じ、策定機関の事務所等における資料の備付けその他の適当な方法により行うものとする。

【説明】

パブリックコメント手続においては、市民に政策等の案の内容を伝えたり、手続の結果を伝えるための公表規定が定まっています。高度情報化社会の進展からは、これらの公表手法としては、インターネットを通じた電子媒体による公表方法を採用することが迅速な行政手続、最少経費による効果追求などの観点から相応しいものと考えます。しかしながら、市民が置かれた状況によって、市からの情報取得環境には大きな差異がありますので、市政だよりへの記事掲載や各公共施設への資料配置などの積極的活用も併せて行うことを策定機関の責務として定めました。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 策定機関は、政策等を定めようとするときは、この条例の施行前においても、この条例の規定の例によることができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用については、当該策定機関がこの条例の規定により実施したものとみなす。

3 前項の規定の適用がある場合を除き、策定機関がこの条例の施行の日から起算して60日以内に公布をする政策等については、この条例の規定は、適用しない。

(川崎市行政手続条例の一部改正)

4 川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

【説明】

この条例を施行するに当たって必要な事項を定めています。

第1項は、この条例の施行期日を定めています。施行期日については、パブリックコメン

ト手続に関する市民への周知や市の内部への手続の徹底を図るための準備期間が必要であることから、平成19年4月1日から施行することとしました。

第2項は、条例施行に伴う経過措置を定めています。これは、政策等の策定過程において可能な限りパブリックコメント手続を実施することは、市民その他関係者にとって有益であることから、この条例の公布後は、各策定機関の判断で、この条例の規定の例によりパブリックコメント手続を実施することができることとするものです。

第3項は、条例施行後の猶予期間を定めています。この条例が施行されるまでの間に、各策定機関において政策等の立案作業が行われているもので、その作業が一定程度進行しているものについては、その作業への支障を避けるために、条例施行の日から起算して60日以内に政策等が公布されるものは、この条例の規定を適用させない猶予期間を設けることとします。

第4項は、行政手続法が意見公募手続規定を盛り込んだ改正による条項の移動が生じており、川崎市行政手続条例中にその条項が引用されていますので引用条項の整備を行うものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

【説明】

この条例は、組織改編等に伴い改正が必要となったため、平成22年4月1日から施行としました。

川崎市パブリックコメント手続条例
逐条説明書

(問い合わせ先)

川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課

電話：044-200-2094

FAX：044-200-3800

メールアドレス：25kyodo@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市